

指定管理者候補者の選定結果について

江南区役所地域課所管の新潟市亀田地区コミュニティセンターについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市亀田地区コミュニティセンター
所在地	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番3号
施設の概要	地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進に資するために設置された施設です。この施設には、多目的ホール、会議室、調理実習室、和室、音楽研修室を設置しています。
指定期間(予定)	平成27年4月1日～平成30年3月31日
募集形態	非公募（新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第11条第3項）
指定管理者申請者評価会議	委員 福間 博子（新潟市江南区自治協議会委員） 委員 西島 功（新潟市江南区老人クラブ連合会 亀田地区協議会事務局長） 委員 塚田 美智子（新潟市亀田地区公民館運営審議会委員） （ ）内は主な役職
指定管理者(候補者)	団体名 亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会 代表者名 会長 坂井 信行 住 所 新潟市江南区亀田新明町1丁目2番3号
評価基準	I 評価項目 1 団体の評価 ①団体について、②予算の範囲内での適正な執行、③個人情報保護関係 2 施設管理の評価 ①施設の管理方法、②組織・人員体制、③事故防止や発生時の対応、 ④要望や苦情に対する対応、⑤災害等発生時の対応、 ⑥管理経費削減の具体的取り組み方法 3 事業の評価 ①自主事業計画、②新潟市の施策についての理解、 ③サービス向上に向けた取り組み 4 総合評価 II 評価 適・否で評価（個別項目・総合評価）
評価会議における評価	新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった団体について「適」と評価されました。
選定理由	新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出された指定申請書類を評価項目に基づき委員から評価していただき、聴取した意見を参考に所管部署において検討した結果、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第11条第2項に規定する基準に適合し、設置の目的を効果的に達成することができると認められることから、指定管理者候補者に選定しました。
スケジュール	指定申請書の受付 平成26年10月20日 評価会議 平成26年10月30日 ※今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定。
所管部署(問い合わせ先)	江南区役所 地域課 地域振興係 TEL 025-382-4624 E-mail chiiki.k@city.niigata.lg.jp

別表（評価結果）

選定基準・評価項目		評価の内容	委員の 評 価
団体の 評価	団体について	地域に密着した組織であるか。	適
	予算の範囲内での 適正な執行	予算の範囲内で適正な執行が見込まれるか。また、収支計画は適正か。	適
	個人情報保護関係	新潟市個人情報保護条例の規定に基づき適切な取扱いを行えるか。また、個人情報の保護に対する意識は適正か。	適
施設管理の 評価	施設の管理方法	事業計画書に定める施設の管理方法は適切か。	適
	組織・人員体制	安全に運営できる組織・人員体制になっているか。	適
	事故防止や発生時の 対応	事故防止に努めているか。また、事故発生時の対応が整備されているか。	適
	要望や苦情に対する 対応	要望や苦情を受けるためのしくみが整備されているか。	否
	災害等発生時の対応	防災マニュアルなどや避難訓練などの災害発生時の対応は整備されているか。	適
	管理経費削減の具体的 取り組み方法	経費削減への取り組みについて努めているか。	適
事業の 評価	自主事業計画	利用料金に応じ、地域に配慮した事業が計画されているか。	適
	新潟市の施策についての 理解	新潟市のコミュニティ施策について理解しているか。	適
	サービス向上に向けた 取り組み	利用者のサービス向上に向けた取り組みに努めているか。	適
総合評価		設置の目的を効果的に達成することができるかと認められるか、総合的な評価	適

※各評価項目について「適・否」で評価